

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年3月24日
農林水産省
新事業・食品産業部

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和5年2月15日から令和5年3月16日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集しました。その結果、募集期間において、当該案に対する意見等は寄せられませんでした。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、政令案の審査の過程で技術的修正を行った結果、政令案の名称は「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令案」となり、政令案の内容は別紙のとおりとなりました。

【お問い合わせ先】

新事業・食品産業部食品流通課
代表：03-3502-8111（内線 4567）
直通：03-3502-8267